

## 1. 議事日程

〔平成30年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

平成30年 6月11日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 同意第3号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について  |
| 日程第4  | 承認第1号 専決処分した事件の承認について【平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）】   |
| 日程第5  | 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】  |
| 日程第6  | 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】   |
| 日程第7  | 議案第44号 安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例  |
| 日程第8  | 議案第45号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例  |
| 日程第9  | 議案第46号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例   |
| 日程第10 | 議案第47号 安芸高田市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例  |
| 日程第11 | 議案第48号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第49号 安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  |
| 日程第13 | 議案第50号 安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設設置及び管理条例を廃止する条例  |
| 日程第14 | 議案第51号 財産の無償譲渡について（安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設）  |
| 日程第15 | 議案第52号 財産の取得について（小型除雪車）   |
| 日程第16 | 議案第53号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）   |
| 日程第17 | 議案第54号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第18 | 議案第55号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第19 | 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について   |

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	広瀬信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	新谷憲三
総務課長	高藤誠	財政課長	河本圭司
政策企画課長	行森俊荘		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	岩崎猛	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	小島佳宏



午前10時00分 開会

○先川議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
岩崎事務局長。

○岩崎事務局長 おはようございます。  
諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、平成29年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係る繰越計算書についての報告がありました。  
第3点、市長より、平成29年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰越についての報告がありました。  
第4点、市長より、市債権の放棄について、1件の報告がありました。  
第5点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、1件の報告がありました。  
第6点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、2件の報告がありました。  
第7点、監査委員より、平成30年2月分、3月分、及び4月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

○先川議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、11番熊高昌三君、及び12番 宍戸邦夫君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 熊高昌三君。

○熊高議会運営委員長 皆さん改めておはようございます。

それでは、平成30年第2回定例会の運営につきまして、去る5月9日、及び6月4日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月26日までの16日間といたしました。

議事の都合により、6月12日から14日、6月16日、17日、及び6月20日から6月25日を休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意1件、承認3件、議案12件、発議1件の計17件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第44号及び45号の2件は総務企画常任委員会へ、議案第46号及び48号の2件は文教厚生常任委員会へ、議案第50号及び51号の2件は産業建設常任委員会へ、議案第53号から55号の3件を予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

同意1件、承認3件、議案第47号、第49号及び52号の3件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、発議第2号の取り扱いについては、提案理由説明後、質疑・討論・採決を行うようにいたします。

6月4日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、10人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に6月15日を6人、18日を4人といたします。

以上、報告を終わります。

○先川議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は16日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第3号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○先川議長 日程第3、同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成30年第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御参集賜り、ありがとうございます。

さて、このたびの定例会へは同意1件、承認3件、条例関係9議案、予算関係3議案の合わせて16議案を提出させていただきました。

どうかよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます

本件は、安芸高田市公平委員会委員の3名のうち、泉憲始さんが本年6月14日をもって任期満了となることに伴い、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

泉さんは、高宮町にお住まいで、高田郡農協の時代には、総務部長などを歴任され、人事管理や法規にも精通しておられます。地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解のある方で、まさに安芸高田市公平委員会委員として適任であると確信をしているところであります。

よろしく御審議の上、同意をいただきますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について【平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）】

○先川議長 日程第4、承認第1号「専決処分した事件の承認について【平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第1号「専決処分した事件の承認について【平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）】」の提案理由について御説明を申し上げます。

本件は、繰越明許費の追加でございます。特定環境保全公共下水道事業特別会計操出金について、財源の調整を要したことから、720万円を上限とした繰越明許費を追加いたしました。地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付で専決処分をしたものでございます。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長　それでは、専決処分をいたしました【平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）】につきまして、要点の御説明をいたします。

3ページ、4ページをお願いいたします。

本件は、規定の繰越明許費に、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金720万円を追加いたすものでございます。年度末に当該繰出金の財源となる過疎債を調整しましたところ、繰越明許費を補正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分を行ったものでございます。

具体的に申し上げますと、平成29年度から実施をいたしております向原浄化センターの耐震長寿命化対策工事に財政的に有利である過疎債を充当するためのものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長　以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○先川議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（異議なし）

○先川議長　御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（討論なし）

○先川議長　討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号「専決処分した事件の承認について【平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長　起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】

○先川議長　日程第5、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長　承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日に施行されたことに伴い、税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただいた

ものであります。主な改正内容は、地方税法の一部改正による規定整備であります。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 広瀬信之君。

○広瀬市民部長

承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」について、要点の御説明をいたします。

本件は、地方税等の一部を改正する法律が、平成30年3月28日に国会で成立し、同年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分により改正いたしましたものでございます。説明資料につきましては、改正条項等と内容を取りまとめたものでございます。資料を参考にいただきながら、承認議案書により条例文の改正箇所の御説明をいたします。

承認議案書の4ページをお開き願います。

表の右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。条例中第20条及び第23条の改正につきましては、今回の条例改正に伴う条例文の項ずれ等による規定整備、及び法改正に伴う字句の規定整備が主な改正でございます。以降、法改正に伴う字句及び項ずれ等による改正状況については、説明を省略させていただきます。

4ページ下段から5ページにかけての第24条第1項の改正は、市民税に係る障害者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の所得要件を125万から135万円に引き上げるものでございます。同条第2項の改正は、配偶者控除の見直しにより、従来の控除対象配偶者が控除対象配偶者、同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者の3つになったことに伴い、控除対象配偶者を同一生計配偶者とする規定整備、並びに市民税の均等割、非課税所得限度額を10万円引き上げるものでございます。

下段の第34条の2の改正は、市民税の基礎控除を受ける要件に、前年の所得2,500万円以下の所得要件を整備するものでございます。

6ページをお開き願います。

第34条の6の改正は、市民税の調整控除を受ける要件に、前年の所得2,500万円以下の所得要件を整備するものでございます。

9ページをお開き願います。

9ページ下段から12ページまでにかけての第48条の改正は、法人の外国関係会社等に係る所得の課税について、控除すべき額を法人税割額から控除することについての規定の整備、並びに資本金が1億円を超える法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出についての規定整備が主な改正でございます。

12ページをお開き願います。

12ページから14ページにかけての第52条の改正につきましては、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、申告後の減額更

正の後、さらに増額更正等があった場合の計算方法を規定整備したものでございます。

15ページをお開き願います。

第92条の改正は、法改正に伴い、製造たばこの区分を新たに創設するものでございます。

16ページをお開き願います。

第93条の2の改正は、加熱式たばこについては、製造たばこの一種の加熱式たばことみなす規定の追加でございます。従前はパイプたばこに分類され、溶液の重量が計算に反映されず、商品によって異なるため、溶液部分も製造たばことみなし、商品間で統一するものでございます。

第94条の改正は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法を重量と価格で換算する方式とすることによる規定整備でございます。現在、重量1グラムを紙巻1本に換算していたものを今後5年かけて段階的に移行するものでございます。

18ページをお開き願います。

18ページ下段の第95条の改正は、たばこ税の税率改正による規定整備でございます。今後3年間で段階的に引き上げるものでございます。国1対地方1のたばこ税配分を維持して、平成30年10月1日から三段階で1本当たり地方分0.5円ずつ1.5円に引き上げるものでございます。国と地方を合わせると1円ずつ3円の引き上げとなります。

21ページをお開き願います。

21ページ下段、附則第5条の改正は、所得割非課税限度額の算定に係る金額を10万円引き上げるものでございます。

22ページをお開き願います。

附則第10条の2の改正は、特定再生可能エネルギー発電施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合の見直し、及び期間延長を定めたものでございます。

25ページをお開き願います。

下段の同条12項の改正は、バリアフリー改修した実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の申告について規定したものでございます。

26ページをお開き願います。

下段の附則第11条の2の改正は、類似の土地価格の固定資産税の下落修正の特例に関する対象年度を平成32年度まで継続するものでございます。

27ページの附則第12条の改正は、宅地等の固定資産税の負担調整措置の対象年度を3年延長するものでございます。

29ページをお開き願います。

附則第13条の改正は、農地の固定資産税の負担調整措置の対象年度を3年延長するものでございます。附則第15条の改正は、宅地に係る特別土地保有税の課税標準額の規定を3年延長するものでございます。

31ページをお開き願います。

31ページから40ページまでの部分につきましては、先ほど申しました、たばこ税について、今後段階的に移行する部分をそれぞれ段階ごとに規定整備したものでございます。

41ページをお開き願います。

41ページ以降につきましては、附則でございます。改正後の条例の施行期日は、基本的に平成30年4月1日からの施行でございますが、条項によっては適用される時期が異なっておりますので、それぞれの施行日を規定いたしております。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 5ページの障害者、未成年者等々の分が125万から所得のあれが35万になるということがございますが、大体当初のうちの市でどのぐらい影響があるのか、もしできとれば報告をお願いします。今からその分の報告を出されるならそれでもよろしいですけれども、大体のこと出されとらんなら、ちょっと報告を。

○先川議長 答弁を求めます。

市民部長 広瀬信之君。

○広瀬市民部長 5ページの第24条第1項、障害者等の非課税所得要件の引き上げ10万円でございますが、これは施行日が平成33年1月1日からとなっております。したがって、平成33年度の税からの改正となります。

ちなみに昨年度の所得をもとに試算いたしますと、これによって100人増加。約200万円の減収を見込んでおります。そのほかにも基礎控除2,500万円等ともあります。それぞれについて試算をしておりますが、対象年度が平成33年度からということになりまして、今後の見込みは流動的ということで、昨年度と所得が同じであるとすればと仮定して試算したものでございます。

以上でございます。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○先川議長 日程第6、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただいたものであります。改正内容は、国民健康保険税の軽減判定所得算定に用いる基礎課税額の変更等であります。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 広瀬信之君。

○広瀬市民部長 承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」について、要点の御説明をいたします。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分により改正いたしましたものでございます。説明資料につきましては、改正条項と内容を取りまとめたものでございます。資料を参考にさせていただきながら、承認議案書により条例文の改正箇所の御説明をいたします。

承認議案書の3ページをお開き願います。

表の右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。条例中、第2条の改正は、法改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額、医療分の課税限度額54万円を58万円に改正したものでございます。

4ページをお開き願います。

第23条は国民健康保険税の軽減規定の改正で、被保険者均等割額及び世帯別平均割額が5割軽減となる対象世帯の所得上限額を一人につき、27万円から27万5,000円に2割軽減となる対象世帯の所得上限額を一人につき49万円から50万円に拡充したものでございます。

第24条の2の改正は、特例対象被保険者等、非自発的失業者に係る申

告については、雇用保険受給資格証明書の提示を簡素化できる規定整備でございます。

附則といたしまして、改正後の条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第44号 安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第7、議案第44号「安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第44号「安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、職員の定数について、改正を行うものであります。職員の定数のうち、消防職員定数を6人増員し、52人から58人に合計を525人から531人とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第8 議案第45号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を  
改正する条例

○先川議長 日程第8、議案第45号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第45号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年4月に建築いたしました安芸高田市消防団八千代方面隊第4分団の詰所について、コミュニティ消防センターとして位置づけることにより、消防業務に活用するとともに、地域コミュニティの推進を図る目的で、本条例に当該施設を追加する改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第9 議案第46号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第9、議案第46号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第46号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部が改正されたこと、並びに生産性向上特別措置法が施行されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第10 議案第47号 安芸高田市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第10、議案第47号「安芸高田市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第47号「安芸高田市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国において地方税法及び所得税法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 広瀬信之君。

○広瀬市民部長 議案第47号「安芸高田市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

本案は、地方税法及び所得税法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例を改正するものでございます。資料を参考にいただきながら、議案書により条例文の改正箇所の御説明をいたします。

議案書の2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、安芸高田市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の改正で、3ページにつきましては、安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の改正でございます。表の右側が改正前、左が改正後の条文でございます。

いずれも、平成29年度の国の税制改正により、配偶者控除が見直され、控除対象配偶者が控除対象配偶者、同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者に規定されることとなったことから、現行の控除対象配偶者の語句を同一生計配偶者に変更するものと合わせまして、改正地方税法の項ずれによる規定整備でございます。

附則といたしまして、安芸高田市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例につきましては、地方税法の適用により、施行期日を基準日の平成31年1月1日からとし、安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、公布の日から施行といたしております。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思いま  
す。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第47号「安芸高田市災害による被害者に対する市税の減  
免に関する条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を  
改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第48号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業  
の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及  
び介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サー  
ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密  
着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果  
的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

○先川議長 日程第11、議案第48号「介護保険法に基づく指定地域密着型サー  
ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法  
に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営  
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的  
な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を  
議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第48号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の  
人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法に基づく指  
定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定  
地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方  
法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理  
由の御説明を申し上げます。

本案は、厚生労働省の基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の  
一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたしま

す。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第49号 安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第12、議案第49号「安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第49号「安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことにより、安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長 それでは、議案第49号「安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法第34条の8の2、第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設置、及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、改正を行うものでございます。

放課後児童健全育成事業は、事業所ごとに放課後児童支援員を2名以上配置しなければならず、また放課後児童支援員資格の取得には要件があり、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければなりません。

議案の裏面2ページをごらんください。

今回、第9条第3項第4号の「学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、または中等教育学校の教諭となる資格を有する者」とされていたものを、「教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」と規定を明確化し、また平成32年度までに経過措置終了まで、より

多くの放課後児童支援員を確保するため、第10号として「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」が追加され、資格取得要件が拡大されたものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第49号「安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第50号 安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設設置及び管理条例を廃止する条例

日程第14 議案第51号 財産の無償譲渡について（安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設）

○先川議長 日程第13、議案第50号「安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設設置及び管理条例を廃止する条例」の件、及び日程第14、議案第51号「財産の無償譲渡について（安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設）」の件の2件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第50号「安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設設置及び管理条例を廃止する条例」及び議案第51号「財産の無償譲渡について（安芸高田市高齢者等活動・生活支援促進機械施設）」の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、高齢者等活動・生活支援促進機械施設「桑田の庄」について、設置管理条例を廃止し、施設を無償譲渡するものであります。  
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第52号 財産の取得について (小型除雪車)

- 先川議長 日程第15、議案第52号「財産の取得について (小型除雪車)」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第52号「財産の取得について (小型除雪車)」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、小型除雪車を株式会社イトーと2,700万円で購入契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 蔵城大介君。

- 蔵城建設部長 失礼します。小型除雪車の財産の取得について、要点の御説明をいたします。

目的としましては、当該小型除雪車は、本年3月31日をもって、廃線となったJR三江線の代替交通運行路線の適切な除雪を行い、代替交通の運行に支障が生じることを防ぐ目的で取得するものです。

また、その他の市道について、円滑な除雪作業を行うことを目的としております。

契約予定業者につきましては、広島市安佐北区安佐町飯室6362-2、株式会社イトー、代表取締役、伊藤滋。

納期につきましては、議会議決日の翌日から平成30年11月30日を予定しております。

入札の経過につきましては、指名競争入札、物品等の種類としましては、製造・販売車両類特殊車両でございます。

主な仕様としましては、全長が6メートル以下、全幅が1.5以下、全高が3メートル以下、最小回転半径5メートル以下、乗車定員2人。性能としましては、最大除雪量900時間トン以上、投雪距離12メートル以上、最大除雪幅1.8以上、最大除雪高1.15メートル以上、走行速度1時間40キロでございます。

以上で要点の説明を終わります。

- 先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
15番 金行哲昭君。
- 金行議員 昨年、ことしの終わりから高宮地区にとって大きなあの雪害もありまして、この辺の配慮は当然のことと思います。そうはいつでも高額なものでございますが、これは設置場所は高宮の例のどこへハーモニー広場あそこですかね。あそこへ常時置いておかれるんでしょうか。それ1点お聞きします。
- 先川議長 答弁を求めます。  
建設部長 蔵城大介君。
- 蔵城建設部長 設置場所いいですか、一応車庫としましては、高宮町の地域振興会が管理されとる、船木ゆめ広場ですか。そこに市の市有の車庫がございます。そこを一応予定しております。
- 先川議長 ほかに質疑ありませんか。  
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第52号「財産の取得について(小型除雪車)」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~
- 日程第16 議案第53号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)  
日程第17 議案第54号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第18 議案第55号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 先川議長 日程第16、議案第53号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)」の件から、日程第18、議案第55号「平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件までの3件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第53号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)」に

についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,791万8,000円を追加し、予算の総額を208億3,791万8,000円とするものでございます。

次に、議案第54号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万2,000円を追加し、予算の総額を31億1,917万円とするものであります。

次に、議案第55号「平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9万9,000円を減額し、予算の総額を43億9,044万3,000円とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

○先川議長 日程第19、発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 それでは、発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」につきまして、提案理由を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、災害対策、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、地方財政の確立を目指すことがますます重要となっています。

安芸高田市におきましても、少子高齢化、人口減少が急激に進み、このまま続けば市税の減少、普通交付税の配分が減り、また合わせて合併特例加算措置も終了するなど、財政的に非常に厳しい状況が続くものと予想されます。

現在、第2次総合計画、人口減対策に向けた、まち・ひと・しごと創生総合戦略など、新たな政策課題に挑戦しています。これからも、市民の皆さんのニーズに応えるために、私たちは安定した財源確保に向け、最大限の努力をする必要があります。

このため、来年度である平成31年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、国に対して、地方財政の充実、強化を求め、意見書を提出する

ものであります。

よろしく願いいたします。

○先 川 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先 川 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先 川 議 長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○先 川 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先 川 議 長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
次回は、6月15日午前10時から再開いたします。  
本日は、これにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員